○中国地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
浜田市下府町一八二〇番二から益田市須子町口六八三番一まで	前	A 八・五〇～一三・八メートル	四七・一二七キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C 九・四〇～一三・八メートル	四三・六八二キロメートル	
	後	A 八・五〇～一三・八メートル	四七・一二七キロメートル	
		B・C 九・四〇～三〇・〇メートル	四三・六八二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
浜田市三隅町三隅二〇三〇番一から益田市遠田町二三六七番一まで	一〇・一四～二六・五七メートル	一五・二四二キロメートル

(四)　指定する期日　令和八年三月二十八日

○中国地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	浜田市三隅町三隅二〇五三番一から益田市遠田町二三八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十八日

○中国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	浜田市三隅町大字福原字アソウ谷平五九三番一から同町大字福原字アソウ谷平五九六番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十八日

○中国地方整備局告示第三十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第三項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、小瀬川水系前飯谷川、岸根川、佐坂川、瀬戸ノ内川、日宛川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第十四条第四項及び同規則等第三条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び太田川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中国地方整備局長　杉中　洋一

○四国地方整備局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年四国地方整備局告示第十八号松山広域都市計画都市高速鉄道事業四国旅客鉄道株式会社予讃線

三　事業施行期間　自平成二十一年二月二十五日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続きが保留される事業地　愛媛県松山市辻町及び南江戸一丁目地内

○四国地方整備局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年四国地方整備局告示第七十七号松山広域都市計画道路事業七・七・七号松山駅北一号高架側道東線

三　事業施行期間　自平成二十九年九月八日至令和九年十二月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし